

賃貸あんしん生活プラン

< 家財総合保険 + 入居者総合賠償責任保険 >

賃貸生活にかかわる様々な事故や
トラブルからあなたを守ります



家財総合保険

《さまざまな事故で被害にあった家財の損害を補償》

家財損害保険金



①火災



②落雷



③破裂・爆発



④風災・ひょう災・雪災

※損害の額が20万円以上の場合



⑤建物外部からの物体の落下、衝突など



⑥給排水設備事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ



⑦騒じょう、集団行動にともなう破壊活動

盗難保険金



⑧家財の盗難

※家財損害保険金の10%限度(時価払い)



⑨通貨・預貯金証書の盗難

持ち出し家財保険金

借用住宅から一時的に持ち出された家財が
日本国内の他の他の建造物内で

⑩家財損害保険金の①～⑦の事故

※家財損害保険金の10%限度(時価払い)



⑪盗難保険金の⑧の事故

水害保険金



⑫水災

(台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・高潮・土砂崩れ等による災害) によって家財が損害を受けた

《借用住宅の修理費用を補償》

費用保険金

⑬生活復旧費用

①～⑦の事故で、家財が損害を受けた場合に、生活を復旧するために必要な仮住まいのための宿泊代、引越し費用、新居への賃貸契約再締結費用をお支払いします。

⑮失火見舞費用

借用住宅が、火災、破裂または爆発により、第三者（近隣の戸室）の所有物を損壊させた場合にお支払いします。

⑰盗難時宿泊費用

盗難保険金が支払われる場合で、その盗難事故のために借用住宅に寝泊りができない場合、臨時の宿泊施設を利用する費用をお支払いします。

⑭残存物取片づけ費用

①～⑦の事故で、家財が損害を受けた場合に、取り壊し費用や取片づけ清掃費用をお支払いします。

⑯盗難・ピッキング再発防止費用

盗難保険金が支払われる場合に、同様な事故の再発を防止する目的で、ドアロック交換費用もしくは防犯装置設置費用をお支払いします。ただし、いたずら目的の接着剤等によるドアの鍵穴損は、盗難・ピッキング事故ではありませんのでお支払いできません。

⑱修理費用

①～⑨の事故で借用住宅に損害が生じ、貸主との契約に基づき自己の費用で現実的に修理した場合、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用の実額を支払います。

注：貴金属、時計、宝玉、宝石、書画、骨とうなどで1個または1組の再調達価額が30万円を超えるもの、設計図、図案、模型等、カード、ディスク、記憶媒体に記録されているプログラム、データ等は保険の目的に含まれません。詳細は契約のしおり・約款等でご確認ください。

入居者総合賠償責任保険

《大家さんへの損害賠償を補償》



⑲借家人賠償責任保険金

失火や爆発事故を起こして借用住宅に損害を与えてしまい、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします

《日常生活での損害賠償を補償》



⑳個人賠償責任保険金

水漏れ事故で階下の住人に損害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします

ユニバーサル少額短期保険株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-32-3 宮川ビル 3F

TEL.03-5875-1821 FAX.03-3831-8451

●ホームページ <http://www.u-ssi.co.jp>

万一事故が発生した場合は、
フリーダイヤル 0120-235-002

取扱代理店